

# マイナ保険証への移行について

## ～「健康保険証」廃止に伴う措置～

※現時点で国から示されている方針等に基づき作成したものです。

今後、国から示される省令、通知等により内容に変更が生じる場合があります。

ユアサ健康保険組合

# 1. マイナ保険証への移行概要

- ・ 現行の健康保険証は、令和6年12月2日以降その発行を終了し廃止します。  
医療機関等への受診は、「マイナ保険証」を利用していただくこととなります。  
なお、廃止日前に有効な健康保険証を所有している場合、当該健康保険証は**令和7年12月1日まで利用可能**とする経過措置が設けられています。
- ・ 令和6年12月2日以降の新規加入者には、当健保での加入者情報の登録完了後に「**資格情報のお知らせ**」を交付します。  
加入者の記号・番号等を把握するための様式で、原則、加入者全員に送付されます。  
※「**資格情報のお知らせ**」だけでは、医療機関等を受診することはできません。  
カードリーダー未導入の医療機関等を受診する場合等、マイナ保険証が使用できない場合にマイナ保険証と併せて提示することで保険診療を受けることができます。
- ・ マイナ保険証によるオンライン資格確認（医療機関等の受診）を受けることができない場合は、申請により医療機関等への受診に利用できる「**資格確認書**」を交付します。

## 2. 今後の保険証等の比較

	①マイナ保険証  マイナンバーカード	②資格情報のお知らせ 	③資格確認書 	④健康保険証 
形状	プラスチックカード	紙 (A4サイズ・黄色)	紙 (A4サイズ・複製偽造防止用紙)	プラスチックカード
交付対象	お住いの市区町村へ ご確認ください	①令和6年12月2日以降の加入 手続きの方 かつ ②オンライン資格確認システム へのデータ登録が完了した方	オンライン資格確認を受ける ことが出来ない方	①令和6年12月1日以前の資格 取得日の方 かつ ②令和6年11月29日までに申請 書が到着した方
取得方法	マイナンバーカードの入手後、 本人が保険証利用登録を行う	資格取得手続き後、オンライン 資格確認システムへのデータ 登録が完了後に送付	交付申請書並びに 資格取得時の申請等により交付	令和6年11月29日までに 申請書が当組合に到着
使用目的	医療機関等を受診するとき	被保険者資格等の把握	オンライン資格確認を受ける ことが出来ない方が医療機関等を 受診するとき	医療機関等を受診するとき (令和7年12月1日まで)
有効期限	マイナンバーカードの 有効期限	-	紙面記載の通り	経過措置期間終了まで (令和7年12月1日)
返却	-	-	資格喪失日が有効期限 前の場合	令和7年12月1日以前に 資格喪失した場合

### 3. 今後の医療機関等の受診方法と使用可能期間

	～令和6年12月1日	令和6年12月2日 ～令和7年12月1日	令和7年12月2日～
<b>① マイナ保険証</b>  マイナンバーカード			
<b>② 資格情報のお知らせ</b> 	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; color: red; text-align: center;"> <b>マイナ保険証と併せて 提示することで利用可能</b> </div>		
<b>③ 資格確認書</b> 			
<b>④ 健康保険証</b> 			×

## ① マイナ保険証

マイナ保険証とはマイナンバーカードを保険証として利用登録したものです。

### マイナ保険証の利用登録方法

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、ご自身で「保険証利用登録」を行う必要があります。

マイナンバーカードの健康保険証利用方法は厚生労働省ホームページをご参照ください。

[参考リンク:厚生労働省マイナンバーカードの健康保険証利用方法](#)



※マイナポータルとは…  
政府が運営するオンラインサービスです。  
パソコンやスマートフォンからログインが可能で  
各種行政手続きの申請や、所得・税等の情報を確認  
することができます。

## ② 資格情報のお知らせ

- 令和6年12月2日以降の新規加入者には、健保での加入者情報の登録完了後に交付します。加入者の記号・番号等を把握するためのもので、原則、加入者全員に送付します。
  - ※「資格情報のお知らせ」だけでは、医療機関等を受診することはできません。  
カードリーダー未導入の医療機関等を受診するなど、マイナ保険証が使用できない場合にマイナ保険証と併せて提示することで保険診療を受けることができます。
  - ※「資格情報のお知らせ」には、有効期限はありません。また返却も不要です。

### ③資格確認書

マイナンバーカードを持っていない、または保険証利用登録をしていない方は、保険者から交付される「**資格確認書**」を提示すれば、これまで通りの保険診療を受けることができます。

「**資格確認書**」の発行は以下のとおり行います。

#### 【新規加入者】

**令和6年12月2日以降**、資格取得届などによる本人からの申請に基づき、事業所を経由してマイナ保険証をお持ちでない加入者に発行します。

※新規加入時に申請がなかった方で、マイナ保険証をお持ちでない方などには、申請によらず発行しますが、相当な期間を要することから、できる限り資格取得届の提出時に申請をお願いします。

※紙面記載の有効期限内に退職した場合は事業所（会社）へ返却してください。

有効期限が切れた場合は返却の必要はありません。

#### 【既存加入者】

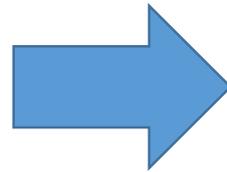
**令和7年12月2日以降**、マイナ保険証をお持ちでない方などに発行します。

#### 【有効期限】

交付日より3ヶ月または令和7年12月1日（発行する対象者の申請状況によって異なります）

## ④健康保険証

従来の健康保険証は令和6年12月2日に廃止されますが、現在お持ちの健康保険証は、**令和7年12月1日まで使用できます。**



※健康保険証利用の経過措置期間終了日である令和7年12月1日までに資格喪失した場合は健康保険証を返却してください。

※経過措置期間終了後は健康保険証の返却は必要ありません。

以上